

ご存じですか？ 委嘱作品と著作権

委嘱料だけではご利用になることはできません。

委嘱料 (作詞・作曲料)

楽曲を
制作してもらうために
必要

作詞家 / 作曲家の
創造力・技能・労力
に対する支払い

≠

著作物使用料

完成した楽曲を
利用するために
必要

利用の許諾
(著作権のライセンス)
に対する支払い



詳しくは裏面をご覧ください。

JASRACメンバーが制作した楽曲は、JASRACが著作権を管理しておりますので、**楽曲制作の依頼主**がご利用になる場合でも、**JASRACに手続きをお取りくださいますようお願いいたします。**

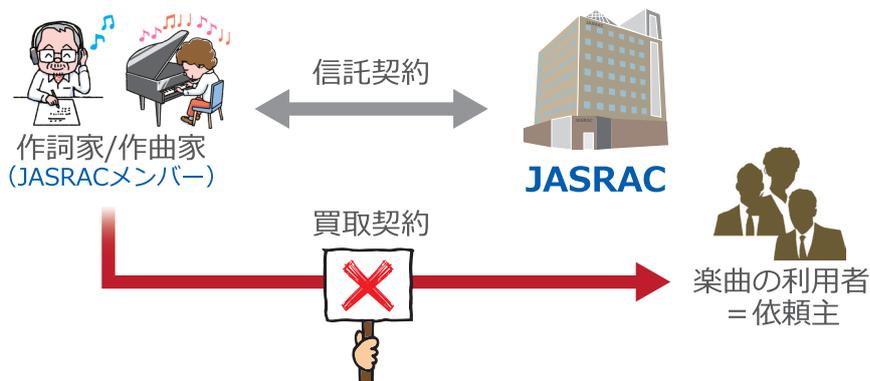
楽曲制作の委嘱



楽曲の利用



JASRACメンバーは制作した全楽曲の著作権をJASRACに信託する（預ける）ので、著作権の買い取りに応じることができないという事情があります。
ご理解くださいますようお願いいたします。



～作詞家・作曲家への適正な対価の還元にご協力ください～

作詞家・作曲家に適正な対価を還元することは、音楽の創造のサイクルにおいて非常に重要です。



【利用許諾手続きに関するお問い合わせはこちら】

楽曲の利用方法	担当部署	電話番号等
コンサートでの演奏	開催地を管轄する支部	ホームページでご確認ください。 http://www.jasrac.or.jp/info/local_a.html
CD等の録音物	録音課	03-3481-2169 rokuon@pop02.jasrac.or.jp
DVD等の映像ソフト	ビデオグラム課	03-3481-2172 video@pop02.jasrac.or.jp
楽譜やチラシ	出版課	03-3481-2170 shuppan@pop02.jasrac.or.jp
HP等での配信	ネットワーク課	03-3481-2120 network@pop02.jasrac.or.jp

【音楽著作権全般に関するお問い合わせはこちら】

JASRAC
インフォメーションデスク

03-3481-2125
右のQRコードからお問い合わせフォームへアクセスいただけます

